

日薬研発第72号
平成26年7月8日

特別賛助会員 殿

公益財団法人日本薬剤師研修センター
理事長 豊島 聡

特別賛助会員が実施する研修会の監修について

特別賛助会員が実施する研修会の監修については、平成25年4月1日日薬研発第4号をもってご連絡していますが、運営の円滑化を図ることによって薬剤師の生涯研修により一層役立つものとするため、一部を改正し、下記のとおりとします（変更部に下線を付しています）。

なお、従来からお願いしているとおり、本監修は、企業等が国民の健康増進に寄与し、日本の医療に貢献するための公益的活動の一環として実施する学術的な研修会を対象とするものであり、日常の営業活動の一環として実施される製品説明会等を対象とするものではありませんので、改めてご留意ください。

おって、本件の受付は本日からとします。

また、当分の間、事前相談を受付けますので、監修の申請を予定している場合は、あらかじめ担当者までご連絡ください。事前相談も本日より受付けます。

記

1. 監修項目

監修項目を次のとおりとし、すべてに該当することを必要とする。

- (1) 研修会の内容が、薬剤師が医療に貢献するために必要な知識、技能又は態度を習得することができるものであること。
- (2) 研修会の内容に企業の製品説明が一部含まれる場合は、薬理学的見地から科学的にその特徴、長所、短所が解説されることにより、薬剤師が当該製品の医療上の位置づけ、他の製品との使い分けについて容易に認識できるものであること。
- (3) 講師を企業の担当者のみが務めるのではなく、座長等適切な第三者により客観的な評価が加えられるものであること。
- (4) 1回の研修会の時間は、正味90分以上であること。
- (5) 公開された研修会であること。
- (6) 参加費が適切であること。また、食事、飲食物等が提供されないこと。

2. 監修研修会の取扱い

- (1) 監修研修会は、薬剤師研修センターとの共催による研修会と同等の扱いとし、次の表示ができる。

研修会主催者：〇〇〇〇

研修会監修者：公益財団法人日本薬剤師研修センター

- (2) 研修認定制度実施要領に基づいて、所定の単位（シール）を交付する。

3. 監修の申請手続き

- (1) 研修会の開催日の6週間前までに、「監修申請書」（別紙様式）に「監修手数料の振込書の写し」を添えて申請する。また、監修の申請が初回の場合は、加えて「集合・実習研修会実施期間登録等申請書」（研修認定薬剤師制度実施細則様式第16）を提出する（実施機関コードの交付のため）。

- (2) 「監修申請書」に記載する「研修会の概要」は、次のとおりとする。

(ア)主催者、共催者 （企業等が共催者となる場合は特別賛助会員に限る。）

(イ)研修会の趣旨、参加対象者及びプログラム（配布予定のちらし案を含む。）

(ウ)講師の氏名、所属、経歴概略及び講演内容概略

(エ)座長の氏名、所属、経歴概略

(オ)参加費の金額

(カ)食事、飲食物等の便宜供与の有無

- (3) 監修手数料は、1研修会当たり20,572円（本体19,048円、税1,524円）とする。監修手数料は、あらかじめ次の振替口座（ゆうちょ銀行）に振込むこととする。監修手数料は、監修不可となった場合であっても返還しない。

振込先：公益財団法人 日本薬剤師研修センター

振替口座番号：00190-0-131276

（他の金融機関から振込む場合）

振込先：公益財団法人 日本薬剤師研修センター

銀行名：ゆうちょ銀行

店名：〇一九店（ゼロイチキューウ店）

預金種目：当座

口座番号：0131276

- (4) 薬剤師研修センターは、申請後3週間以内に監修の可否を決定し、申請者に連絡する。なお、監修の可否の決定については、事務局審査の後、薬剤師研修センター内に設ける監修審査委員会の議を経るものとする。

(ア)監修可の場合は、「公益財団法人日本薬剤師研修センター監修名義使用許諾書」を送付する。

(イ) 監修不可の場合は、その旨及び理由を記載した書面を送付する。

4. 監修可となった場合の研修会開催の手続き

- (1) 監修可の場合は、研修会の開催日の3週間前までに、薬剤師研修支援システムを利用して、「集合・実習研修会開催計画書」の提出及び研修会登録料の支払い手続きを行う。研修会登録料は、次表のとおりである。

研修会登録料

1 研修会の参加人数	1 研修会当たりの登録料
50名まで	1,543円（本体 1,429円、税 114円）
51名から 100名まで	3,086円（本体 2,857円、税 229円）
101名から 300名まで	5,143円（本体 4,762円、税 381円）
301名から1000名まで	10,286円（本体 9,524円、税 762円）
1000名以上	30,857円（本体28,571円、税2,886円）
研修受講シール不要の場合	0円

- (2) 薬剤師研修センターは、「集合・実習研修会開催計画書」の受領及び研修会登録料の入金の確認後、メールで承認の連絡をするとともに、次の書類を送付する。

(ア) 受理書

(イ) 参加予定人数分の研修受講シール（単位）

(ウ) 終了報告書の様式

- (3) 研修会の終了後に、終了報告書の提出及び残余シールの返還を行うこと。

5. 参加費が無料の場合の取扱い

参加費が無料の場合は、当分の間、薬剤師研修センター職員等が聴講し、研修会の内容について実地調査する。実地調査のために必要な薬剤師研修センター職員等1名分の交通費（実費）を研修会登録料と合わせて入金すること。交通費（実費）の額は、薬剤師研修センターの事務所から会場まで公共交通機関を利用した場合の最も低廉なものとし、監修の可否の連絡の際に併せて通知する。

(別紙様式：特別賛助会員研修会)

平成 年 月 日

公益財団法人日本薬剤師研修センター理事長殿

申請者 (住所)

(名称)

(代表者氏名)

印

特別賛助会員が実施する研修会の監修申請書

平成26年7月8日付日薬研発第72号に基づき、次のとおり研修会の監修を申請します。

1. 研修会の概要

(1)主催者、共催者

(2)研修会の趣旨、参加対象者及びプログラム(配布予定のちらし案を含む。)

(3)講師の氏名、所属、経歴概略及び講演内容概略

(4)座長の氏名、所属、経歴概略

(5)参加費の金額

(6)食事、飲食物等の便宜供与の有無

2. 担当者及び連絡先

担当者氏名：

所属部署：

住所・郵便番号：

電話番号：

ファクシミリ番号：

メールアドレス：

注：記載欄の幅は適宜拡大して記載してください。あるいは、「別紙〇のとおり」と記載し、別紙を添付しても結構です。用紙の大きさは日本工業規格A4(縦)とします。